

特別養護老人ホーム 遊生の園 料金表（令和7年12月1日より）

(『特別養護老人ホーム 遊生の園』の介護サービス費区分は、「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（I）」です。)

(注1)介護サービス費の負担を軽減する制度として、「高額介護サービス費」支給制度があります。この支払上限額は、利用者の所得などに応じて設定されます。

(注2)上記以外の費用として、医療費(往診料／受診料等)、理美容代、個室待ち込み室賃に係る賃料代、日用品等の購入費、行事参加等の実費などがあります。

(注3)表記載以外の加算として、「初期加算」1日30単位(入所から30日間)や「安全対策体制加算」1回20単位(入所時1回のみ)、「若年性認知症入所者受入加算」、「看取り介護加算」等があります。また、毎月、1か月の単位会計に一定の割合を乗じて「介護職員処遇改善加算」が算定されます。

(注4) 会員当施設におけるサービスの提供内容や職員体制の変更、介護報酬の改定等により、算定する加算の種類が増減する場合がございます。あらかじめご了承ください。

(注5)食費と居住費の負担軽減を受けるには、「所得要件」と「資産要件」を満たす必要があります。「所得要件」→世帯全員が住民税非課税(※世帯を別にする配偶者がいる場合は、その方も住民税非課税「資産要件」→利用者負担段階によって選択会場の要件が異なります)

(注6)65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割または3割となります。